

神戸市告示第 400 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

令和元年 7 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域

須磨区妙法寺字菅ノ池 3 番 1 の一部（別図のとおり）

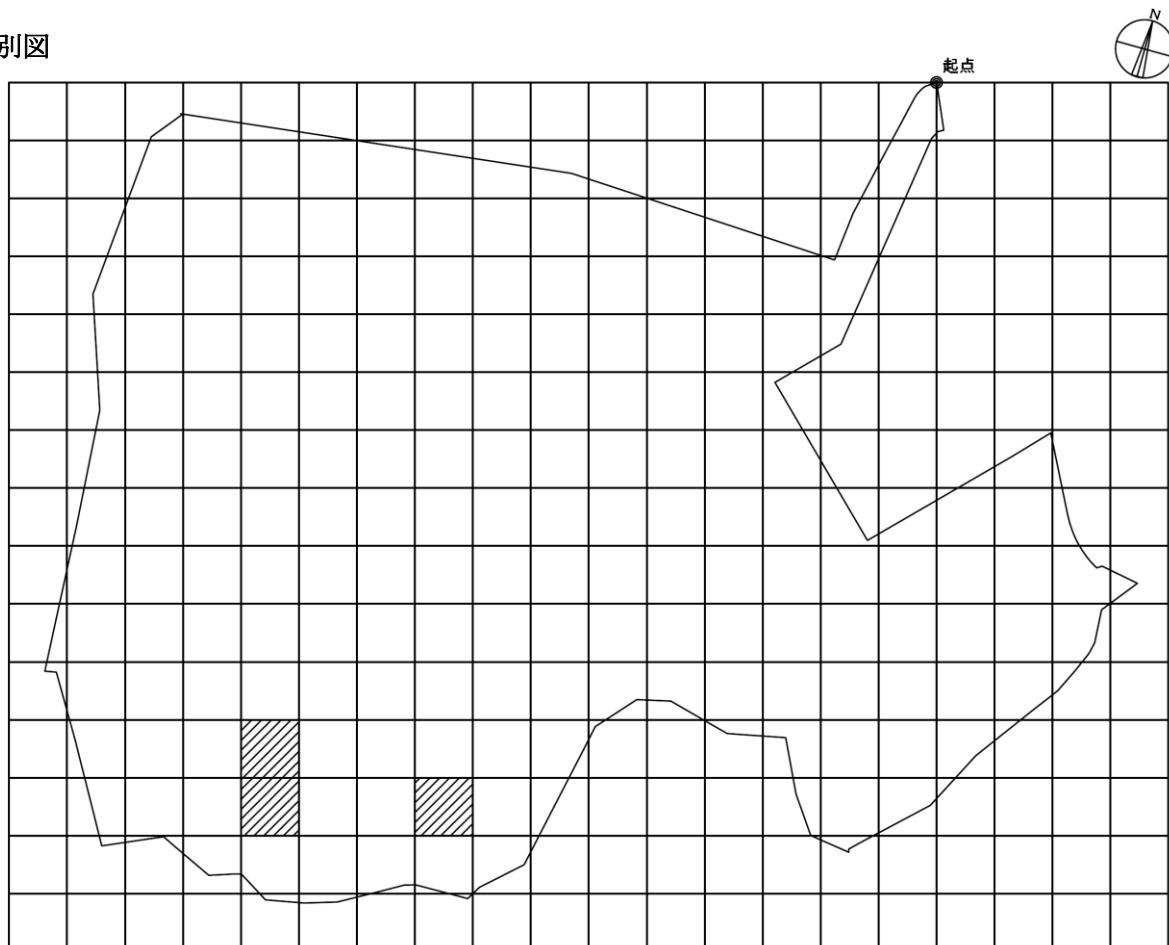
2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

別図



凡例

◎ 起点

— 敷地境界線

■ 形質変更時要届出区域の  
指定を解除する区画

〈起点〉

起点は、神戸市須磨区車字菅ノ池 1351 番 19 の最北端の地点とする。

〈格子の回転角度〉

$74^{\circ} 21' 58''$

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。